4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5　「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、収入印紙をはり付けること。

6　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印すること。

7　電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

8　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第九十九の二を次のように改める。

様式第99の２（第136条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名　　㊞

計量法（又は計量法施行規則）第　　条第　　項の規定による申請（、届出又は報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　法令の条項については、当該申請（、届出又は報告）の適用条文名を記載すること。

3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は報告）の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印すること。

6　電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

7　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第百から様式第百十四を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十五条の改正規定、別表第一第四十二号から第四十六号までの改正規定、別表第四の改正規定、様式第五十五の改正規定並びに附則第二条及び附則第四条の規定　平成二十九年十月一日

二　第五十一条第二項の改正規定及び附則第三条の規定　平成三十年四月一日

（修理済表示の年の表示に係る経過措置）

第二条　この省令による改正前の計量法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十五条第二号イ及びロの修理済表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあっては、当分の間、この省令による改正後の計量法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（計量士の登録の条件に係る特例）

第三条　第五十一条第二項の改正規定の施行の日前に旧施行規則第百十九条第二号に規定する一般計量特別教習を修了した者（次項において「施行日前教習修了者」という。）は、新施行規則第五十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、施行日前教習修了者のうち、当該施行の日以後において質量に係る計量に関する実務に二年以上、かつ、当該実務を含む計量に関する実務に五年未満従事しているものは、新施行規則第百十九条第八号に規定する特定教習（理事長が別に定めるものに限る。）を修了した場合には、同条第二号に規定する一般計量特別教習を修了したものとみなす。

（自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置）

第四条　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号。以下「改正令」という。）による改正後の計量法施行令（以下「新施行令」という。）第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器については、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。

一　計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二　法第百二十九条の規定により帳簿の記載を行うこと。

三　新施行規則第八十一条において準用する新施行規則第三十一条第一項の規定により変更の届出を行うこと。

2　改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正令附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととする。

3　新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりのうち、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの（次項において「検定対象外自動はかり」という。）については、平成三十八年三月三十一日までは、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。

4　検定対象外自動はかりに係る第一項各号に掲げる業務については、平成三十一年四月一日以後に行うこととする。

5　法第百二十七条第一項の指定を受ける際、新施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりに係る指定を受けていない者のうち、第一項第三号の変更の届出を行っていない者にあっては、同号の届出を行うまでは、新施行令別表第三第一号ロの規定は適用しない。